

平成18年第4回京丹波町議会定例会（第1号）

平成18年12月11日（月）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成18年12月11日

11日間

至 平成18年12月21日

第 3 諸般の報告

第 4 同意第 3号 教育委員会委員の任命について

第 5 議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について

第 6 議案第105号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の  
制定について

第 7 議案第106号 京丹波町わち山野草の森の設置及び管理に関する条例の制定に  
ついて

第 8 議案第107号 京丹波町特産館和（なごみ）の設置及び管理に関する条例の制  
定について

第 9 議案第108号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

第10 議案第109号 京丹波町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の  
制定について

第12 議案第111号 京都府後期高齢者医療広域連合の設置について

第13 議案第112号 京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の  
減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について

第14 議案第113号 京都府市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共  
団体の数の減少及び京都府市町村議会議員公務災害補償等組  
合同約の変更について

- 第15 議案第114号 京都府自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府自治会館管理組合規約の変更について
- 第16 議案第115号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更について
- 第17 議案第116号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更について
- 第18 議案第117号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第118号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第119号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第120号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第121号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第122号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第123号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第124号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第125号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）
- 第27 議案第126号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第28 議案第127号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第128号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第3号）

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（16名）

1番 西山和樹君

2番 室田隆一郎君

3番	東	まさ子	君
5番	横山	勲	君
6番	坂本	美智代	君
7番	今西	孝司	君
8番	小田	耕治	君
9番	畠中	勉	君
10番	山田	均	君
11番	藤田	正夫	君
12番	山内	武夫	君
13番	篠塚	信太郎	君
14番	吉田	忍	君
16番	野口	久之	君
17番	野間	和幸	君
18番	岡本	勇	君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町	長	松原茂樹	君
助	役	上田正	君
助	役	堀郁太郎	君
教	育	長	山本和之君
参	事	寺井行雄	君
参	事	田渕敬治	君
瑞穂支所	長	森田一三	君
和知支所	長	片山長男	君
総務課	長	谷俊明	君
企画情報課	長	田端耕喜	君
税務課	長	岩田恵一	君
住民課	長	岩崎弘一	君
保健福祉課	長	野間広和	君

子育て支援課長	朝倉富雄君
地域医療課長	上田進君
産業振興課長	山田進君
土木建築課長	松村康弘君
水道課長	田井勲君
会計課長	下伊豆かおり君
教育次長	長谷川博文君
監査委員	人見亮君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊藤康彦
書記	山内圭司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

師走に入り、何かと慌ただしい毎日のこのごろでございます。

議員の皆様には、ますますご壮健でご活躍のこと、お喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成18年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番議員・西山和樹君、2番議員・室田隆一郎君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの11日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月21日までの11日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

かねてから病気療養中でありました山西 桂議員が、11月13日、治療のかいもなくご逝去されました。志を半ばにして逝去されました故山西 桂議員のご冥福をお祈り申し上げ、黙祷いたしたいと存じます。

ご起立願います。黙祷。

（黙 祷）

○議長（岡本 勇君） 黙祷を終わります。ご着席願います。

続きまして、去る12月8日、片山孝良君から、一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日に許可いたしましたから、報告をいたします。

今期定例会に町長から提出されます案件は、同意第3号ほか、25件です。後日、町長から追加議案の提出がある予定であります。

提案説明のため、松原町長ほか、関係者の出席を求めました。

去る12月5日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した陳情等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月現金出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

閉会中の各委員会活動が実施され、それぞれ所管の施設、現地等の踏査が実施されました。

本日、本会議終了後、全員協議会、引き続き議会広報特別委員会が開催されます。お疲れのところでご苦労さんでございますが、よろしく願いいたします。

本日の本会議に、質美小学校6年生の皆さんから、社会科学習のため、議会傍聴の申し出があり、許可いたしましたので、報告いたします。

小学生の皆さん、ご苦労さんでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 《日程第4、同意第3号 教育委員会委員の任命について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。

本日ここに、平成18年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平成18年も残すところわずかとなりましたが、各位には合併直後のさまざまな課題や調整事項について、その対応や円滑な推進にご支援、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

す。

さて、まことに残念なことでございますが、山西 桂議員におかれましては、かねてより病氣療養に専念されておりましたが、懸命の加療もむなしくご逝去されました。

ご家族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げますとともに、生前のご功績をたたえ、ご冥福をお祈り申し上げます。

また、ただいまも議長さんから報告がございましたが、片山孝良議員が一身上の都合により辞職されたところであります。志半ばで苦渋の決断であったとご推察するわけでございますが、今後におきましても、一町民の立場から行政運営にご指導いただければ幸いです。

合併して初年度となる平成18年度は、新しいまちづくりの具体化に向けて、まさにスタートの年度となりました。5月には、町営バス路線の再編を行い、合併後の一体性の確保と効率的なバス運行を開始することができたところであります。

瑞穂地区における保育所の統廃合につきましては、保護者の皆様や地域各種団体役員の皆様と延べ19回にわたる協議を重ねてまいりました結果、送迎バスの運行、桧山保育所の移転改築、名称変更、跡地利用の検討、記録誌の発行について定めた覚書を、去る11月1日付で取り交わしたところであります。

ご理解賜りました関係各位に厚く御礼申し上げますとともに、今後の子育て支援のあり方や充実に向けて積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

また、まちづくりの指針となります総合計画の策定をはじめとして、国民保護計画や地域防災計画、障害者福祉のあり方をめぐる計画策定など、さまざまな分野で新しいまちづくりに向けた計画について、熱心にご審議いただいております。

さらに、住民自治組織のあり方についても、検討委員会を設置し、住民参加による協働のまちづくりについて提言いただくことといたしております。

合併により広域化した本町にとって、限られた財源の中で地域全体の振興を図るため、広域的な地域振興組織と行政が協働する仕組みを早期に構築できるよう、努めたいと存じます。

また、行政内部におきましても、合併協議の検証、組織機構や支所との連携、住民サービスの向上、経費削減や、これからのまちづくりに対する職員提案を行ったところであります。求められる行政改革、財政の健全化対策や定員の適正化等、総合的な集中改革プランの早期策定を目指し、事務を進めることといたしております。

一方、地方自治体を取り巻く環境と言え、平成19年度の国の予算案が大詰めを迎える中、編成に向けた財政制度審議会の建議では、国の財政赤字の根源である国債発行額の削減

に、地方交付税総額を特例減額して圧縮に充てるなど、国の財政再建優先の方向が明らかにされ、地方にとってさらに厳しい状況が懸念されております。

間もなく、来年度の地方財政計画の折衝が始まろうといたしておりますが、国と地方の対立構造の中で妥協点を見出すのではなく、お互いの信頼関係の中で、国、地方を通じた財政再建、地方自治の確立が議論されることを強く願うものであります。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第3号 教育委員会委員の任命についてであります。昨年の12月議会で任命の同意をいただきました阿部 定委員の任期が、合併特例により1年をもって満了となりますことから、引き続き任命することについて同意をお願いするものであります。

阿部氏は、平成元年から14年の長きにわたり、瑞穂町体育協会の会長を務められるとともに、平成10年から合併まで、瑞穂町の社会教育委員として、社会体育、生涯教育の推進にご尽力いただいております。教育委員ご就任後も、今日的な教育課題について、誠心誠意ご努力いただいております。人格・識見とも高く、広く社会の実情に精通され、信望の厚い方であり、再任いただくことをお願いするものであります。

○議長（岡本 勇君） 谷課長。

○総務課長（谷 俊明君） 冒頭、町長より提案理由の説明があったところでございます。

議案を朗読させていただきます。説明にかえさせていただきますと存じます。

同意第3号 教育委員会委員の任命について 下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律）第162号第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。 記 住所 京都府船井郡京丹波町中台藪外40番地7 氏名 阿部 定 昭和14年2月27日生 平成18年12月11日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由 京丹波町教育委員会委員の任期満了に伴い、委員を任命する必要があるため。

以上でございます。

なお、ご本人の公的な職歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 別にこのことに何ら異議はないんですけれども、最近、いじめの問題



等によって教育委員会のあり方というものが全国的に問題視をされております。

私は、はっきり言って、この方がどのような方なのか、旧町の違うこともありましてわかっておらんのですけれども、町長がこの方と言って任命をされようとしておるので、別に何も問題はないと思うのですけれども、京丹波町において、いじめの問題とか、そういうことは教育委員会はどのように取り組んでおられるのかということもやはり知った上でないと、議員が何もそういうことを知らずに、ただ提案されたから、それで同意をしたということになれば、やはり問題が生じたときに議員の責任ということも問われると思うので、もう少しこの方の取り組みとか、そういうことを詳しくお聞かせいただいた上で同意したいというふうに思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡本 勇君） ちょっとその辺までは、どうですか、説明いただけますか。

山本教育長。

○教育長（山本和之君） あくまでただいまお願ひされております阿部 定委員さんの人柄というようなことのお尋ねというふうに理解をいたしておるわけでございますが、ここにも記載いただいておりますとおり、旧瑞穂町の体育協会の会長として長く勤務されまして、今日の体育振興、スポーツ振興のもとを、基礎を築いていただいた方だというふうに受けとめておりますし、また社会教育委員も歴任をいただいておりますし、また地元の区長として地域の信望の非常に厚い方でもあるわけございまして、教育委員会、新しくなりまして1年経過したわけでございますが、本当に幅広くいろんなことをご承知いただいておりますし、いろんな場でいろんな提言をいただいておりますし、また教育委員会の行事、教育行政の行事等につきましても積極的にご参加もいただいておりますし、それぞれちょっとおかしなところがあれば、教育委員会において指摘もいただいておりますし、非常に私は信頼のおける、信望の厚い方だというふうに、この1年間おつき合いをさせていただいて、つくづく思っております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 7番、今西君。

○7番（今西孝司君） 今の説明で、教育行政にも熱心に取り組んでいただいております方と理解をして、同意に賛成をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、同意第3号を採決いたします。

この表決は、起立により行います。

同意第3号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(岡本 勇君) 起立全員であります。

よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

《日程第5、議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について～

日程第29、議案第128号平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算(第3号)》

○議長(岡本 勇君) お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第5、議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第29、議案第128号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算(第3号)までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、これより、日程第5、議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第29、議案第128号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算(第3号)までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長(松原茂樹君) ただいまは、教育委員会委員の任命同意について、議案にご賛同いただき、ありがとうございました。

それでは、引き続き、提案理由の説明を申し上げます。

議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、第28次地方制度調査会の答申を受けて法制化されました助役制度、収入役制度の見直し及び吏員制度の廃止について、関係条例を改正するものであります。

提案部分での地方自治法の改正の背景には、合併による地方自治体の規模、その所管する行政分野や事務・事業の拡大とともに、地方分権改革による役割と責任の確立を図るため、長を支える副町長に、一定の範囲内における政策判断や、自らの権限と責任において事務を執行できることが明確に規定されるとともに、出納事務の電算課の進展、収入役を置かない地方自治体の顕在化等、特別職としての収入役を廃止し、会計事務の適正な執行を引き続き確保するため、職務権限はそのままに、一般職である会計管理者を置くこととされたものであります。

議案第105号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の制定、議案第106号 京丹波町わち山野草の森の設置及び管理に関する条例の制定、議案第107号 京丹波町特産館和（なごみ）の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、施設の管理に民間の能力を活用し、より効果的・効率的な施設の管理運営に対応するため、指定管理者による管理の代行が可能となるよう、それぞれの施設について既存の条例を全部改正し、必要な事項を定めるものであります。

議案第108号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現行の運行状況を検証する中で、利用者の利便性の向上に資するため、停留所の新設2カ所、位置変更1カ所及びフリー乗降区間の増設を行うものであります。

議案第109号 京丹波町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、冒頭申し上げました統廃合について、平成19年4月からの梅田保育所及び質美保育所の廃止に伴う改正をお願いしております。

議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮し、障害等級ごとの障害について総務省令で定めることとする等、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うものであります。

議案第111号 京都府後期高齢者医療広域連合の設置につきましては、急速な少子・高齢化の進展により、老人医療費が増加することが見込まれており、医療保険制度を安定的なものとするため、本年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が成立、公布され、平成20年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とした新たな医療制度が設けられることとなっております。

つきましては、この医療事務を行う機関として、都道府県を単位として、すべての市町村が加入する広域連合を設置することについて、地方自治法の規定により議決をお願いしております。

議案第112号 京都市市町村職員退職手当組合、議案第113号 京都市市町村議会議員公務災害補償等組合、議案第114号 京都府自治会館管理組合、議案第115号 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更につきましては、木津川市（山城町、木津町、加茂町合併）の設置に伴う構成団体の減少及び地方自治法の改正に伴う収入役の廃止、会計管理者の設置等を行うものであります。

議案第116号 国民健康保険南丹病院組合規約の変更につきましても、地方自治法改正に伴う助役制度の見直し等による変更を行うものであります。

続きまして、補正予算案件について、その概要を申し上げます。

議案第117号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）では、補正前の額107億730万円から9,910万円を減額し、補正後の額を106億820万円とすることをお願いしております。

今回の補正予算につきましては、平成18年度も8カ月が経過し、事業の完了や経費の確定、進捗状況等精査を加える中で、新たな財政需要を勘案しつつ編成したものであります。

主な補正につきましては、総務費では、山陰本線京都園部間複線化事業の今年度事業費が41億1,300万円から24億4,000万円と大幅な減額となりましたことから、本町負担分について3,629万円余りを減額いたしております。

また、新たに来年4月執行予定の府議会議員選挙費に、505万円を計上いたしております。

民生費では、すこやか子育て祝金に245万円を追加いたしております。当初見込みに比較し、出生数で9人増の94人、特に第3子は13人増の23人が見込まれ、少子化の中にあって明るい話題となりました。

農林業費では、地域の営農組織への支援として、機械、施設整備に1,074万円を、また京野菜としてみずなの産地化を推進するため、パイプハウス13棟の設置に803万円を支援することとしております。

中山間直接支払事業補助金には、丹波地区の緩傾斜地分を主なものとして2,471万円を追加し、農地保全対策を促進するものであります。

教育費では、三ノ宮小学校における特別教室の設置や、バリアフリー化工事等に455万円を計上し、障害を持つ児童への環境整備、負担の軽減を図るものであります。

その他、各特別会計への繰出金について、現状の推移から、その運営状況に応じ、所要の補正を行うことといたしております。

歳入といたしましては、国庫、府支出金等、関連する特定財源の精査、調整を行うとともに

に、一般財源では、特別交付税について合併支援措置分を一定額見込んでおりましたが、初年度の17年度決算では、その伸びが結果としてあられず、今回の補正につきましては過大計上とならないよう、また決算時点での財政調整基金の繰り入れとのバランスを考慮し、9,734万円の減額を計上しております。

次に、議案第118号 平成18年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定では、補正前の額18億5,697万1,000円から627万8,000円を減額し、補正後の額を18億5,069万3,000円とすることをお願いしております。現状の推移から、主に療養給付費を増額するとともに、高額療養費を減額するものであります。

質美診療所勘定では、補正前の額2,110万円に200万円を追加し、補正後の額を2,310万円とすることをお願いしております。賃金、医薬品衛生材料費等の精査を行うとともに、前年度の繰越金の一部を基金に積み立てることとしております。

和知診療所勘定では、補正前の額3億7,403万1,000円から703万1,000円を減額し、補正後の額を3億6,700万円に、和知歯科診療所勘定では、補正前の額7,333万3,000円に55万4,000円を追加し、補正後の額を7,388万7,000円とすることをお願いしております。人件費、医薬品衛生材料費等を主なものとして、所要の補正を行うものであります。

議案第119号 平成18年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正前の額26億3,769万8,000円から4億790万円を減額し、補正後の額を22億2,979万8,000円とすることをお願いしております。

医療費給付費等が安定的な推移をいたしておりますことから、精査を加え、減額するものであります。

議案第120号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定の補正前の額16億947万3,000円から303万9,000円を減額し、補正後の額を16億643万4,000円とすることをお願いしております。介護給付費等の精査見込みにより、所要の補正を行うものであります。

議案第121号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額19億787万5,000円に5,004万5,000円を追加し、補正後の額を19億5,792万円とすることをお願いしております。主に、基金積立金、公債費の追加を行うものであります。

議案第122号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）に

つきましては、補正前の額1億5,555万9,000円から1,383万1,000円を減額し、補正後の額を1億4,172万8,000円とすることをお願いしております。主に、賃金等を減額するものであります。

議案第123号 平成18年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正前の額437万円から300万5,000円を減額し、補正後の額を136万5,000円とすることをお願いしております。育英資金給付対象者の確定によるものであります。

議案第124号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算(第3号)につきましては、補正前の額1,865万1,000円に63万7,000円を追加し、補正後の額を1,928万8,000円に、議案第125号 平成18年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算(第2号)につきましては、補正前の額1,041万8,000円に231万6,000円を追加し、補正後の額を1,273万4,000円とすることをお願いしております。それぞれ主に財産収入を財源として、基金積立金、土地貸付補償費を追加するものであります。

議案第126号 平成18年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正前の額500万円に50万円を追加し、補正後の額を550万円とすることをお願いしております。直営林の枯松伐採処理経費を追加するものであります。

議案第127号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入財源の振替をお願いしております。

議案第128号 平成18年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益的収入及び支出について、補正前の額8億4,140万2,000円に100万円を追加し、補正後の額を8億4,240万2,000円とすることをお願いしております。主に、人件費の精査によるものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議いただきまして原案にご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、人事案件(固定資産評価審査委員、人権擁護委員)、財産区の財産処分案件につきまして、目下調整中でございますが、追って追加提案させていただきたく存じますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(岡本 勇君) 補足説明を担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いいたします。

谷総務課長

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の地方自治法の改正の趣旨につきましては、町長より詳しく説明があったところですが、現在、本町の条例におきましては、該当する条例が防災会議条例ほか7条例あるところでございます。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、京丹波町防災会議条例の関係でございまして、この第3条の第5項の第2号でございまして、ここの「助役」、「収入役」という表現のところを「副町長」に改めるというものでございまして。

以下、ページをめくっていただきますと、京丹波町助役定数条例、それから京丹波町職員定数条例、京丹波町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例、これにつきましても、「助役」あるいは「助役」、「収入役」という表現がございましてところを「副町長」に改めるものでございまして。

それから、京丹波町の税条例でございまして、これにつきましては、「吏員」とございましてのを「職員」に改めるものでございまして。

なお、文頭に「町税吏員」となっておりますが、これはほかの法律で規定されてございまして、こういったほかの法律に規定があるものについては、今回は改正の対象となっていないところでございまして。

ページをめくっていただきまして、最後のページでございまして、京丹波町病院事業の設置等に関する条例、これにつきましては「収入役」という部分を「会計管理者」に改めるものでございまして。

それから、京丹波町国民健康保険病院の設置及び管理に関する条例、京丹波町国民健康保険診療所及び歯科診療所の設置及び管理に関する条例につきましては、「吏員」という表現を「職員」という表現に改めるものでございまして。

以上、簡単ではございますが、議案第104号の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 山田産業振興課長。

○産業振興課長（山田 進君） それでは、議案105号及び106号並びに107号につきまして、ご説明を申し上げます。

条文の内容につきましては、ごらんいただき、ご理解を賜りたいと存じます。

ここでは、該当する施設の運営等の状況、指定管理者制度への移行の必要性などにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

最初に、京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法第244条の2、第3項の規定に基づき、京都・丹波食彩の工房の管理運営の効率化や住民サービスの向上、経費の削減等を図るため、指定管理者制度への移行を行うため、制定をお願いするものでございます。

京都・丹波食彩の工房は、旧丹波町第3次総合開発計画後期基本計画に基づき、山村振興地域である竹野地域の活性化及び農業の振興を図ることはもとより、町内で生産される生乳、豚肉、黒大豆を原料に、付加価値の高い特産加工品を製造することにより、丹波ブランドの情報発信基地、さらには都市と農村の交流促進施設として、農林水産省補助事業、山村振興等農林漁業特別対策事業により、平成10年度、11年度の2カ年で建設、整備してまいりました。

正式名は、「地域農産物等活用型総合交流促進施設」と申します。平成12年7月にオープンし、運営は町直営とし、6年5カ月が経過いたしました。

都市と農村交流体験事業につきましては、平成17年度の実績といたしまして、1万7,133人の来館者があり、また、平成18年2月には、食のアメニティコンセプトにおきまして、農林水産省農村振興局長表彰を受けるなど、事業目的を十分達成したものでございます。

製造・加工・販売事業につきましては、丹波ブランドのさらなる付加価値の高揚を目指し、地元農畜産物のみを原料といたしまして限定し、宅配や道の駅、朝市、ギフト販売などによる地産地消に努めてまいりました。

また、JR京都伊勢丹等への参入、郵政公社のゆうパック通信販売などにより、丹波ブランドの情報発信基地として、その機能を十分発揮してまいりました。

しかしながら、平成17年度の製造加工販売事業の決算につきましては、収入が5,538万4,000円、支出が7,733万2,000円と、2,194万8,000円の赤字となっており、施設全体の管理運営経費の確保ができない、採算性という観点から見れば非常に厳しい状況であります。

直営方式から民間事業者の参入を促すことにより、採算性のある健全な運営が行われるよう、指定管理者制度へ移行するため、その前段となる条例の制定をお願いするものでござい



ます。

それでは、議案を朗読させていただきますして、説明にかえさせていただきますと思います。

議案第105号 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例の制定について 京丹波町京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成18年12月11日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由といたしましては、指定管理者制度の導入に向け、必要な事項を定めるというものでございます。

続きまして、106号及び107号につきまして、ご説明をしたいと思います。

先ほどご説明いたしました京都・丹波食彩の工房の設置及び管理に関する条例と同様、わち山野草の森、特産館和（なごみ）の管理運営を、指定管理者制度に移行するために、その受け皿となる条例を制定するものでございます。

わち山野草の森は、旧和知町におきまして、その豊かな森林資源を有効に活用し、地域の活性化と特用林産物の生産振興事業の拡大を図ることを目的に、平成10年6月にオープンいたしました。平成17年度の利用者数は2万106人でございます。入場料などの収入は3,865万4,000円、事業経費などの支出につきましては3,801万6,000円でございます。収入のうち、2,341万5,000円を町からの委託料に依存しており、運営につきましては非常に厳しいものがございます。

また、特産館和（なごみ）は、道の駅として、国道27号の有数の道の駅として利用者も多く、健全な運営がなされております。

いずれの施設も、財団法人和知ふるさと振興センターに委託運営をしていただいております。

指定管理者制度に移行することにより、さらなる経営の安定と改善、地域の中核施設としての発展をお願いするものでございます。

なお、条例の制定により、現行の京丹波町特用林産地化形成施設の設置及び管理に関する条例及び京丹波町産地形成等促進施設の設置及び管理に関する条例、並びに、京丹波町和知バーベキューガーデンの設置及び管理に関する条例は、廃止をさせていただきます。

それでは、議案を朗読させていただきますして、説明にかえさせていただきますと思います。

議案第106号 京丹波町わち山野草の森の設置及び管理に関する条例の制定について 京丹波町わち山野草の森の設置及び管理に関する条例を次のように定める。 平成18年12月11日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由といたしましては、指定管理者制度の導入に向け、必要な事項を定めるというものでございます。

議案第107号 京丹波町特産館和（なごみ）の設置及び管理に関する条例の制定について

て 京丹波町特産館和（なごみ）の設置及び管理に関する条例を次のように定める。 平成 18年12月11日 提出 京丹波町長 松原茂樹 提案理由といたしましては、指定管理者制度の導入に向け、必要な事項を定めるというものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案106号及び107号の説明とさせていただきます。

ご審議賜り、ご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 失礼いたします。私の方からは、議案第108号により、今回上程させていただきました京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回改正をお願いいたします内容につきましては、バス利用者の利便性をより確保するための方策といたしまして、丹波バス事業所管内に新しく2カ所のバス停留所を設置することに加えまして、瑞穂事業所で運行しています質美線の北久保口停留所位置を移動し、知野辺天神前に改め、設置しようとするものでございます。

新しく設置いたします停留所につきましては、現在運行しています和知線などの利用者から、丹波郵便局や農協への利用をしやすいという多くの要望の声にお応えできるようするため、ひかり小学校国道側の登り口に「ひかり小学校下」を、同じく府道桧山・丹波線側に、付近住民のご利用者からの声にお応えいたしまして、「椿坂」をそれぞれ新設させていただくことをお願いするものでございます。

質美線に設置しています北久保口停留所につきましては、現行の停留所を少し下山駅方面に移動させ、知野辺集落住民の利用拡大を図るため、名称を改めて定めたものでございます。

停留所の新設及び位置変更に伴いまして、関係する4路線の運賃表が変更となりますが、新駅追加が主だったものでございます。

また、運行間もないころより取り組みのお声をいただいておりますフリー乗降につきましても、関係機関との協議が整いましたので、増設させていただきたくお願いするものでございます。

今回増設させていただきます区間につきましては、今までフリー乗降のなかった丹波、瑞穂地域及び和知地域の上乙見線で、8路線、16区間でございます。

区間表示につきましては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、後ほどご確認いただきますよう、お願いいたします。

フリー乗降に係る取り扱いにつきましては、通学時間帯を除く一般利用者の利便性確保を

目的としており、交通量の少ない、幅員が一定確保できる区間において利用いただくものでありまして、国道及び通行車両の多い府道などでのご利用はできないことになっております。

条例改正に伴います施行日につきましては、周知期間も要するため、平成19年4月1日からの実施とさせていただきます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第108号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 朝倉子育て支援課長。

○子育て支援課長（朝倉富雄君） 失礼します。私の方からは、先ほど町長から上程いただきました議案第109号 京丹波町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

先ほどご説明のありましたとおり、平成19年4月から、梅田保育所及び質美保育所の廃止に伴います改正をお願いするところでございます。

新旧対照表をお目通しいただきたいというふうに存じますが、旧の方で上げております名称並びに位置でございますが、上段から4段目でございますが、「京丹波町立梅田保育所」、位置につきましては「京丹波町鎌谷下南垣内21番地」、次の「京丹波町立質美保育所」、位置につきましては「京丹波町質美西分25番地」、その項目を削るものでございます。

以上でございます。

ひとつご審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第110号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

上位法であります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、これが改正されましたことによる条例の該当部分の改正をお願いしております。

今回の政令改正の趣旨は、補償額の基準でございますとか、補償条件が改正されたというものではなく、主に字句の表現でございますとか法律の体裁を、地方公務員災害補償制度との均衡を考慮して改めるというものでございます。

それでは、ページをめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず第5条あるいは第6条、第8条の関係でございますが、これにつきましては表現上の改正が行われたということで、内容の中にわたって変わるというものではございません。

それから、第8条、ページをめくっていただきまして、第8条の2でございますが、これの第2号の関係でございます。ここに、「別表第2に定める」というふうに旧の条例はなっておりますが、これを「規則で定める」というふうに改正をいたすものでございます。

なおまた、第9条の関係でございますが、これも3行目の中ほどに、「別表第3に定める」というような表現があるわけでございますが、これを新しい方の第9条の2項の末尾を見ていただきますと、規則で定めるというふうに改正をさせていただくものでございます。

なおまた、旧の第9条の「補償基礎額に同表で定める」ということが一番最後の行にあるわけでございますが、この「同表に定める倍数」という部分を、新しい方では第9条の第3項、第4項を設けまして、条例の中に記載をするということの改正が行われております。

なお、その倍数が今回変更になったということではございません。

それから、第9条の新しい方の条例で言いますと、5項以下、あるいは旧のところは第9条の2項以下でございますが、それぞれ下線の部分、表現上の改正がなされたということで、字句が変わっておるというものでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、第9条の2のところでございます。これにつきましても、下線の部分の5行目ぐらいに、旧の方は「事項に定める金額を支給する」という表現があるわけでございますが、この「事項に定める金額」という部分を、新しい方の9条の2については「規則で定める」と、「規則に委ねる」という表現に改正がなされておりまして、その事項部分についてはすべて今回削除がなされたということになります。

それから、第11条の関係でございますが、これにつきましても、第11条の1項の4号の関係でございます。ここにも「次に掲げる」ということで、「ア」あるいは「イ」という表現があるわけでございますが、その部分については、新しい方の改正では「規則で定める」ということになっております。

以下、12条以下につきましては、関連して引用している部分も含めまして、字句の表現を改めるということになっております。

それから、最後のページでございますが、旧の条例の部分で、別表第1から別表第4ということで記載がなされておるわけでございますが、先ほど来申してまいりましたように、この別表というのを、国においては総務省令で定めるということになりました関係で、この部分を「規則で定める」ということで、別表を第1を残しまして削除するというのが今回の政令改正の主な内容となっておりますのでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第110号の説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 私の方からは、議案第111号の京都府後期高齢者医療広域連合の設置につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、国におきまして、去る6月14日に医療制度改革関連法案が成立をいたしまして、現在の老人保健制度にかわりまして、新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されることとなりました。

制度改正の背景には、急速な少子・高齢化の進展により、老人医療費が増大するなどの影響がありまして、国保をはじめとする各保険者の医療保険財政が非常に厳しい状況にある中、現在の国民皆保険制度を将来にわたって安定的に持続可能なものとしなくてはならないということが上げられております。

その見直しの一つといたしまして、後期高齢者医療が保険者の都道府県単位での広域化等とともに議論され、新たな制度として創設されたものでございます。

この後期高齢者医療制度への円滑な移行に際しましては、改正後の高齢者の医療の確保に関する法律というものの第48条に、「当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるものとする」と規定されてございます。したがって、京都府下におきましても後期高齢者に関する事務処理等について、すべての市町村が加入する、いわゆる特別地方公共団体としての京都府後期高齢者医療広域連合を設置する必要があるために、地方自治法に基づきまして、当該規約について議会の議決を求めるものでございます。

規約の内容につきましては、地方自治法の291条の4項4に規定する必要項目をもとに、第1条から第17条及び附則の構成といたしております。

内容的には、京都府下すべての市町村の提出議案において共通のものとなっております。

規約でございますけれども、第1条から第3条までには広域連合の名称、組織する団体及び区域を規定しておりまして、第4条から第6条までは広域連合が処理する事務等の関係規定を、第7条から第10条までには広域連合議会関係の規定、第11条から13条におきましては、広域連合長及び副広域連合長等の関係規定を設けております。

また、第14条は職員関係でございますし、第15条、第16条は選挙管理委員会及び監査委員の執行機関の規定を設けてございます。また、第17条には広域連合の経費に充てる収入に関する規定を設けてございます。

なお、附則において、関係法令に基づく施行期日及び経過措置を規定いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第112号から114号につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

それぞれ町長が説明されましたように、平成19年3月12日に木津川市が合併により発足することになっております。これに関連する部分と、地方自治法の改正による収入役の廃止、会計管理者の設置等について、規約の変更をお願いするものでございます。

議案第112号の京都市町村職員退職手当組合の関係でございますが、ページをめくっていただきまして、新旧対照表を見ていただきたいと存じます。

一つは、この「吏員」という部分を「職員」というふうに改正がなされるもの、それから、「収入役」、この部分を「会計管理者」に改正をいたすもの、それから、構成市町村である「山城町」、「木津町」、「加茂町」の部分「木津川市」に改正をいたすもの。

加えまして、既に合併がなされておるわけでございますが、「岩滝町・宮津市中学校組合」、この部分の名称が「与謝野町・宮津市中学校組合」というふうに変更がなされておりますので、あわせましての改正をお願いするものでございます。

次に、議案第113号 京都市町村議会議員公務災害補償等組合の関係でございますが、ページをめくっていただきまして、新旧対照表でございます。

まず、議員の定数でございますが、2名減の12名とすることでございます。

それから、この議員さんにつきましては、それぞれの議長さんが議員さんとなられておる関係がございます。したがって、この任期の関係は、それぞれの町の議長の任期によるということに改められるものでございます。

なお、収入役の関係、それから吏員の表現の関係、それから木津川市の発足に伴う関係については、先ほどと同様の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第114号 京都府自治会館管理組合の関係でございます。これも、新旧対照表を見ていただきたいと存じますが、収入役の関係につきましては、収入役にかわって、副管理者を1名増やしまして2名とするということが1点ございます。それから、その副管理者については、1名は常勤とするという改正でございます。

あわせまして、収入役の廃止に伴います会計管理者を1名置くというもの、それから吏員、それから合併に伴う木津川市の発足に伴う改正をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第112号から114号の説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 議案第115号で上程させていただきました京都府住宅新築資金貸付事業管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合規約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

本組合を組織します地方公共団体のうち、市町村合併によりまして、相楽郡木津町及び加茂町が消滅するとともに、木津川市が誕生することに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数を減少させるとともに、地方自治法の改正に伴う事項に係る規約の関係部分の変更につきまして、あわせてご意見を伺いたく、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

一部改正をお願いしたい項目につきましては、新旧対照表を添付させていただいておりますので、その資料に基づき、説明させていただきます。

第9条第6項では、下線にて表示させていただいております、非常事態における職務代理者の呼び名を変更するものであります。現状「吏員」を「職員」に改めようとするものでございます。

第10条では、組合に「収入役」を置く規約でありましたが、地方自治法の改正によりまして「会計管理者」に改め、職員から任命された者がその業務に携わるとしたものでございます。

また、第11条におきましても、職員の表現を改めるものでございます。

合併に伴います構成市町の変更につきましては、次ページに別表にかかわる新旧対照表を添付させていただいておりますとおり、現行の木津町、加茂町を削り、新たに木津川市を加えさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第115号の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） 議案第116号 国民健康保険南丹病院組合規約の一部変更につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。一番最後のページでございますが、新旧対照表でご説明を申し上げたいというふうに思います。

主に、地方自治法の一部改正によりまして、「市町助役」を「副市町長」に、「吏員」、「その他の職員」を「職員」に変更するものであります。

特に、旧規約第9条の組合の「助役」にかかわる規定につきましては、「助役」を「副管理者」として変更いたしまして、新規約第8条で、「副管理者」2人を3人といたしまして、同条でこれまで同様の体制とし、規定をいたしまして、旧規約第9条を削除させていただく

ものであります。

まことに簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、10時30分まで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時15分

再開 午前 10時30分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

補足説明を続いております。

谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第117号 平成18年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

今回の補正につきましては、補正前の額107億730万円から9,910万円を減額させていただきます。106億820万円とすることを願います。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明を申し上げたいと思います。

次の6ページ、第2表、地方債の補正でございます。

今回の地方債の補正に関しましては、それぞれ事業費の動向、あるいは補助金等の特定財源の精査に基づきまして補正を行わせていただくものでございます。

一般公共事業でございますが、これにつきましては、今回、補正後ゼロとさせていただきます。災害復旧費の林地崩壊防止事業の関係で計上していたところでございますが、この事業につきましては今年度、農業費での小規模治山事業に振り替えて施行するということが1点ございます。

なおまた、もう1点につきましては、平成19年度以降の事業として施行させていただくということで、今回につきましては発行を行わないというものでございます。

次の合併特例債の事業の関係でございますが、1,240万円の増額をお願いいたしております。畑川ダムの関連で、1,310万円追加をさせていただきましたのと、町道改良、3路線について70万円の減額ということで、今回補正をさせていただくものでございます。

辺地対策事業の関係でございますが、今回300万円を追加させていただいております。これにつきましても、町道の改良事業にかかわっての増額をお願いするものでございます。

それから、過疎対策事業の関係でございますが、今回6,970万円を減額するものでございます。これにつきましては、道路改良事業につきましても、国庫補助金が今回も歳入のと



ころで追加補正をお願いするわけですが、5, 676万円余り特定財源の確保の見通しが立ちましたことから、これにかかわりまして地方債を減額させていただくものでございます。

公有林の整備事業あるいは京都府市町村未来づくり資金の関係につきましては、それぞれもとの事業の増減の関係で、公有林整備事業では180万円の減額、あるいは、京都府の市町村未来づくり資金では70万円の増額とさせていただくものでございます。

合計につきましては、全部で5, 810万円の減額とさせていただくものでございます。

続きまして、事項別明細書の13ページからの歳出でございますが、そちらの方からご説明を申し上げたいと思います。

歳出のページを少しめくっていただきまして、14ページ、15ページでございます。

冒頭、町長よりございましたように、大きな減額となっておりますのは山陰本線京都・園部間複線化事業の関係で、3, 631万円の減額とさせていただくものでございます。

続いての16ページでございます。

交通対策費のバス運行事業会計繰出金ということで、今回1, 451万円の追加をお願いいたしております。これは、バス特会との関係があるわけですが、この18年度よりスクールバスとしての交付税算入、これが12台中10台算入されたということで、見積もってみますと、交付税の算入が5, 640万円余りあったということになっております。

バス特会の方では、府の路線維持補助金、これを補助金として予算に計上いたしておるわけですが、この補助金の算定上、このスクールバスの交付税算入分を特定財源という考え方で路線維持の補助金が算定される関係がございまして、追ってバス特会で説明があるかと思いますが、この府の補助金の方がすべて交付がなくなったという関係がございませぬ。したがって、収支を計算した上で、不足する部分について、今回1, 451万円を繰り出しを行うものでございます。

それから、少し飛びますが、19ページから20ページにつきましては、来年4月執行予定の京都府議会議員選挙の執行経費ということで、505万円を計上させていただいたところでございます。

それから、22ページの社会福祉費の障害者福祉費の関係でございますが、これも少し大きな減額が生じております。

委託料の共同作業所の運営委託料ということで、共同作業所の人件費分を主なものとするわけですが、2, 834万円の減額でございます。

それから、23ページの扶助費の関係でございますが、総額で1, 415万2, 000円

の減額をお願いいたしております。

以降の老人福祉費の扶助費、24ページでございますが、これが627万5,000円、それから25ページの児童福祉費の児童福祉総務費の扶助費、これが500万2,000円の減額、それから26ページに参りまして、母子・父子福祉費の扶助費では297万2,000円の減額となっております。それぞれ直近の動向を勘案した上で決算見込みを立てまして、減額とさせていただくものでございます。

それから、少しページが飛ぶわけでございますが、28ページの保健衛生費の関係でございます。29ページに出てまいります負担金・補助及び交付金あるいは繰出金の関係でございますが、今回、特別会計との運営上の繰り入れ、繰り出しの関係でございます。瑞穂病院の運営補助金として100万円、それから国民健康保険の特別会計の繰り出し、直診勘定分800万円を繰り出すことといたしております。

これの内訳につきましては、質美診療所で170万円の減額、それから和知診療所で970万円の追加ということの内訳でございます。

それから、その下の清掃費のじんかい処理費の役務費の406万9,000円の追加の関係でございますが、これにつきましては、ペットボトル、塩ビ、瓶、ガラスなどの処理実績から、その手数料として支出すべき額を追加をお願いするものでございます。

その下の簡易水道費の繰出金669万7,000円でございますが、繰出基準に基づきまして、地方債の償還の2分の1相当分を繰り出すものでございます。

30ページに参りまして、農業費、農業振興費の関係でございます。この中で、特に大きく追加をお願いいたしますのは負担金・補助及び交付金の関係でございますが、一つは新地域農場づくり営農条件整備事業補助金1,074万3,000円をお願いいたしております。

三ノ宮の地域農場づくり協議会に対して補助金を交付させていただくものでございまして、トラクター、田植機各1台、グレンコンテナ4台分の補助経費でございます。

それから、その下段、31ページになるわけでございますが、中山間直接支払事業補助金2,471万1,000円でございますが、当初この経費につきましては、旧丹波地区の竹野地区と、それから瑞穂、和知の全域について補助金を交付していただくことで計上させていただいておったわけでございますが、丹波地区の竹野地区以外の緩傾斜地の部分も対象とさせていただくための追加を主なものとするものでございます。

それから、その下の京野菜こだわり産地支援事業補助金につきましては、パイプハウス、富田地内に10棟、妙楽寺に3棟の設置にかかわる補助金でございます。

その下の京の米産地づくり事業補助金272万5,000円でございますが、瑞穂町の農

業公社に田植機と直播機、それから、もみの発芽を促進する装置としてコーティングマシンというのがあるようでございますが、それらの購入にかかわっての補助金を支出するものでございます。

それから、農地費の関係の工事請負費、今回2, 200万2, 000円の大きな減額をお願いいたしております。これにつきましては、当初8カ所の事業を計上させていただいたわけでございますが、主なものといたしまして、鎌谷奥の事業2, 100万円につきましてはでございますが、府の道路事業との兼ね合いがございまして、19年度以降に事業変更させていただくということで、減額をさせていただくものでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、32ページの林業費、林業振興費の関係でございます。

ここで、委託料150万円、それから小規模予防治山工事789万2, 000円を追加をお願いいたしております。

地方債の補正のところでも申し上げましたが、災害復旧事業の林地崩壊防止事業として計上いたしておりました丹波地区の西階区の事業について、府の補助事業である小規模予防治山事業ということで、今回計上替えをお願いするものでございます。

それから、34ページから35ページの関係でございます。

土木費の道路橋りょう費につきましては、それぞれ道路の進捗状況等を精査する中で、道路維持費については総額で273万8, 000円、あるいは道路新設改良費では399万1, 000円の追加補正をお願いいたしております。

それから、少し飛びますが、37ページの消防費でございます。常備消防費の負担金ということで、今回1, 166万9, 000円の減額とさせていただいております。これにつきましては、地方交付税の算入額をベースにして負担金を支出するということになっておるわけでございますが、その交付税の算入額が確定いたしましたことによる減額でございます。

それから、少しページを飛ばすわけでございますが、39ページ、教育費の小学校費でございます。冒頭、町長からも提案理由でご説明をいただきましたように、来年4月からの障害児童のための特別支援学級の設置事業ということで、455万円を追加をお願いいたしております。

それから、42ページの中学校費でございます。この中学校費での工事請負費に、今回50万円を追加をお願いいたしております。和知中グラウンドの防球ネット、これの増設に伴う経費でございます。

それから、ずっと飛ばすわけでございますが、48ページでございます。

災害復旧費の農地農業施設災害復旧事業費で、緑地施設整備工事1, 100万円を今回追加をお願いいたしております。7月の豪雨によりまして、下山の蔵地内の土砂崩れの災害復旧にかかわるものでございまして、京都府の未来づくり交付金という財源の確保がたちましたことから、今回1, 100万円の追加をお願いするものでございます。

なお、その下の林業施設災害復旧事業は、先ほど来申してまいりましたように、林地崩壊防止事業として計上させていただきました丹波地区の西階区、瑞穂地区の八田地区、この部分について、事業の振り替え、あるいは八田地区については19年度以降の事業ということで、今回減額をさせていただくものでございます。

戻っていただきまして、歳入の関係でございますが、1点、一般財源の関係だけ少し申し上げておきたいと思っております。

歳入の3ページでございます。

一般財源でございます地方交付税の減額について、少し説明をさせていただきたいと思っております。

今回、特別交付税9, 734万円ということで、大幅な減額とさせていただきました。慎重に対応すべきところでございますが、17年度の決算におきまして、合併特例措置分、これが3億2, 700万円余り上積みされるということがあったわけでございますが、現実的には17年度の決算では6, 600万円余りしか、16年度と比較して伸びなかったという現実がございます。

現計の予算につきましては、17年度のその決算よりもさらに1億3, 100万円近く現状課題となって計上いたしておりますことから、今後の見通しを含めまして、今回減額を行おうとさせていただくものでございます。

以上申し上げまして、議案第117号 京丹波町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第118号でございますが、平成18年度の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）についてでございます。

まず、事業勘定分のご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ627万8, 000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を18億5, 069万3, 000円とすることをお願いするものでございます。

このたびの補正の概要でございますけれども、本年度に入りまして8カ月が経過をいたしまして、歳入では現時点で確定あるいは見込まれるもの等をもとに補正を行っております。

歳出につきましても、全般を精査する中で、特に6カ月間の支給額が確定したことによりまして、保険給付費全般の状況を中間的に見直すことによりまして、療養諸費あるいは高額療養費等において決算見込み額の補正が必要となるものについて、所要の調整を行っております。

それでは、細部の主なものとしたしまして、まず歳出でございますが、事項別明細書の4ページをお開きいただきたいと思っております。

4ページの上段、第1款、総務費においては、事務経費分の調整を行い、レセプト点検収納業務委託料を、現在おります嘱託職員ですべて対応することといたしまして委託をやめたということによりまして、147万5,000円を減額いたしております。

次に、同じく4ページの下段から5ページの中段にかけましての第2款、保険給付費、療養諸費におきましては、現在までの6カ月間の給付実績が当初推計よりも若干伸びておりますことから、一般及び退職被保険者分等を合わせまして、総額で1,590万円の増額をお願いしております。

一方、5ページ、下段の第2款でございますが、高額療養費関係では一般、退職とも現在までの給付実績が当初推計よりも下回る状況が見受けられておりまして、あわせて2,160万円を減額いたしております。

以上、歳入に見合う財源補正といたしまして、事項別明細書の3ページの歳入でございますが、第8款の繰入金の一般会計からの繰入金分で、保険基盤安定繰入金及び国保財政安定化支援事業繰入金の額が確定をいたしましたことから、基盤安定分で508万6,000円の減額、また財政安定化支援分におきましては249万円の増額を行っております。

その他、精神・結核医療分については、必要額を再度見直す中で、20万円の追加を行っております。

この結果、第8款の基金繰入金でございますが、現時点での特に療養給付費分の今後の給付見込みとの関係によりまして、388万2,000円を減額いたし、収支のバランスを図らせていただいております。

以上、事業勘定分の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、私の方から、施設勘定につきまして補足説明をさ

せていただきます。

事業勘定を終わりました、緑色の中にありまして、一番初めの次が質美診療所勘定となっております。今回、質美診療所勘定におきましては、それぞれ補正額200万円の増額をさせていただきます。

内容につきまして、事項別明細で説明をさせていただきます。

まず、歳入の3ページでございますが、1款の診療収入、外来収入につきましては、上半期に実績をもとにいたしまして、今回98万5,000円の減額をさせていただきます。

5款の繰越金につきましては、精査によりまして、今回455万6,000円を追加計上させていただきました。このことによりまして、4款、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金170万円を全額減額とさせていただきます。

続きまして、歳出の5ページでございますが、1款、総務費につきましては、精査によりまして、主に医師の賃金150万円を減額させていただきます。

2款、医業費につきましては、医療材料費、主に医薬品につきましては、これも上半期の実績をもとに、今後見込まれる額といたしまして173万3,000円、今回増額計上させていただきます。

また、3款の積立金180万円につきましては、繰越分の一部を積み立てを今回させていただきます。

続きまして、和知診療所勘定でございますが、これも次の緑色の紙をめくっていただきまして、次が和知診療所勘定となっております。

和知の診療所勘定におきましては、今回、703万1,000円の減額をさせていただきます。

事項別明細で説明をさせていただきます。

まず、3枚めくっていただきまして、歳入の3ページでございます。

1款、診療収入でございますけれども、今回、入院収入で771万9,000円、外来収入で1,242万3,000円を、これも上半期の状況を見ながら減額とさせていただきます。

4款、繰入金につきましては、今回、一般会計から970万円の繰入計上をいたしまして、6款、繰越金は、精査によりまして327万7,000円を追加計上させていただきます。

続きまして、歳出の4ページでございますが、1款、総務費につきましては、これも精査

によりまして、臨時の医師賃金といたしまして260万円の減額をさせていただいております。

そのほか、管理費といたしまして、需用費ほか、合わせて229万3,000円を増額させていただいております。

2款の医業費につきましては、これも上半期の状況により精査をいたしました。主なものといたしましては、医療材料費、医薬品ですが、500万円の減額補正をさせていただいております。

続きまして、中とじの次が、和知の歯科診療所の部分でございまして、今回55万4,000円を増額補正をさせていただいております。

これも、事項別明細で説明をさせていただきたいというように思います。

まず、歳入の3ページでございしますが、これも1款の診療収入、外来収入におきましては、上半期の状況により34万2,000円を減額させていただきまして、4款、繰越金の精査により79万2,000円の計上をさせていただいております。

歳出の4ページでございしますが、1款、総務費につきましては、主に給与改正によりまして、人件費の減額と一般管理費の増額を計上させていただいております。

なお、4ページから5ページになりますが、2款、医業費につきましては、今後支出が見込まれます修繕料13万4,000円と、消耗品、材料費でございしますが、55万円を追加で計上させていただいたところでございます。

以上、簡単でございすけれども、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第119号 平成18年度の京丹波町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億790万円を減額するものでございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,979万8,000円とすることをお願いするものでございます。

まず、このたび多額の減額補正等いたしておりますが、本年度に入りまして現在までの医療給付費が月額平均で大体1億6,000万円程度で推移しておりまして、前年度の同期の状況と比較いたしまして、実質平均、月平均で3,000万円程度減少をいたしております。

この要因は、合併以後、半年間におきましてレセプト、1件当たりの点数が最高で89万点、いわゆる890万円以上ということになるわけですが、そういう超高額のものもございましたり、25万点以上の突発的なものが昨年半年で7件ほどあったわけござい

ますが、そうしたものも含めまして当初予算には一定反映をさせてきたところでございますが、本年度におきましては、こうした超高額なものが現在まで影を潜めておる状況がございまして、また老健の対象者も今年になりまして月平均13人程度減少しておりまして、昨年は平均で11名程度あったわけでございますが、2名毎月減ってきている、去年よりも比較して減っているというようなことがございまして、大きな減額補正ということでさせていただいております。

こうした支払実績等に基づきまして、年度推計を再度中間的に見直すことによりまして、所要の調整を行っております。

細部といたしまして、事項別明細書の4ページのまず歳出でございますが、第1款の医療諸費の医療給付費、現物支給分で3億9,163万円の減額をいたしております。また、同じく医療支給費で1,466万7,000円の減額を行っております。また、審査支払手数料で150万3,000円というふうに減額をいたしております。

歳入でございますけれども、明細書の3ページでございます。

第1款の支払基金交付金の医療費の交付金の2億2,513万7,000円の減額をはじめといたしまして、各款において減額をいたしております。

医療給付費の年度推計の見直しに伴いまして、ルールに基づく支払基金のものでありますとか、国・府の公費の負担割合によりまして算出をいたしております。

以上、説明とさせていただきますが、大きな減額補正をいたしたことにつきまして、また一般会計からの繰入金の3,000万円を予算拘束した結果的に、そういう結果を招いたことに対しましておわびを申し上げまして、ご説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） それでは、議案第120号 平成18年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、主な概要をご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ303万9,000円を減額し、歳入歳出の総額を16億643万4,000円とするものでございます。

2項以下、省略をさせていただきますが、事項別明細書3ページをよろしく願います。

歳入、款の3、国庫支出金、項の1、国庫負担金についてでございますけれども、3,469万7,000円を減額するものです。これにつきましては、施設介護サービス給付費の負担率が20%であったものが15%に変更されたということで、5%を減額するもので、そのかわりに、款の5、府支出金、1、府負担金が3,469万7,000円を追加するも



のでございます。

この部分につきましては、府負担金が12.5%から17.5%に変更されたものでございます。

続きまして、4ページをよろしくお願ひいたします。

4ページの款の5、府支出金並びに7の繰入金については、地域支援事業等の実績見込みによりまして、府補助金を増額し、一般会計の繰入金を減額するものでございます。

なお、その他一般会計繰入金の278万8,000円の減額につきましては、当初予算で基準外の繰り入れを行っておりましたので、今回減額を行い、基準内におさめたというものでございます。

続きまして、5ページの3の歳出についてでございますけれども、款の2、保険給付費につきまして2,000万円の追加をするもので、内容につきましては、利用者数、利用回数の増による追加でございます。

項の2の介護予防サービス等諸費につきましては、2,010万円を減額するもので、実績見込みによる減でございます。

続きまして、6ページをよろしくお願ひいたします。

款の4、地域支援事業費、1、介護予防事業費についてですけれども、特定高齢者事業対象者数等が一定決まりまして、開催場所や開催方法が確定したことによりまして、各事業費の見直しを行ったことによる減額で、373万9,000円を減額するものです。

2の包括的支援につきましては、介護用品の購入ということで、50万円を追加するものです。

以上、ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、議案第121号 平成18年度京丹波町水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,004万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,792万円とする。

以降、以下省略をさせていただきます。事項別明細書の方でご説明をさせていただきますというふうに思います。

3ページをお開きいただきたいと思います。

2の歳入でございますが、主なものについてご説明をさせていただきますというふうに思います。

1 款の分担金及び負担金でございます。

水道事業費の分担金で、水道加入分担金でございますして、開発団地の配水管布設に伴いまして開発団地からの加入申し込みをいただいております、この分につきまして1, 569万7, 000円、またグリーンハイツの加入分担金の分割でいただいておりますけれども、これにつきまして1, 300万円の加入分担金を計上させていただいております。

その下の分担金及び負担金でございますけれども、水道事業費負担金といたしまして、補正額で減額の597万6, 000円としまして、補正後4, 397万4, 000円とするものでございます。これにつきましては、府道遠方・瑞穂線なり、笹尾橋の移設工事の清算なり、また質美地内の道路改良の移設工事が未実施となったようなことで、減額の597万6, 000円とさせてもらっております。

3 ページの下段ですけれども、一般会計の繰入金で、669万7, 000円の増額とし、補正後、2億3, 868万4, 000円とするものでございまして、先ほど一般会計の方のご説明の中にもございましたように、繰り出し基準、起債元利の償還金の2分の1を一般会計から繰り入れていただくというものでございます。

今回、償還金利子における見積もり時と借り入れ時の利率の変動及び部分的に予算計上の誤りがございまして、大変申しわけなかったわけでございますけれども、増額をさせていただくものでございます。

次のページ、4 ページに行きまして、繰入金、基金繰入金ですが、一般会計の繰入金と同様、残り半分の金額669万7, 000円を水道事業基金繰入金から償還金に充当するものでございます。

8 款の諸収入でございますけれども、補正額が1, 061万円としまして、1, 466万1, 000円の補正後となるものでございますが、これにつきましては消費税の還付金となっております。

10 款の寄附金でございます。補正前には計上しておりませんでしたけれども、今回、統合整備工事、開発団地の配管工事に役立てていただきたいということで、300万円の寄附の申し出がありましたので、計上させていただいております。

次に、5 ページに行きまして、3 の歳出でございます。

1 款の水道管理費、一般管理費、補正額を増額の3, 665万円とし、補正後4億5, 995万7, 000円とするものでございます。

内訳としましては、賃金で、臨時雇用賃金につきまして111万6, 000円の減額をお願いしております。これにつきましては、10月よりメーター検針業務をシルバー人材セン

ターへの一括委託とすることにし、今まで和知地区で賃金により支払いをしておりましたメーター検針につきまして、111万6,000円を減額を行い、その下の13の委託料、メーター検針員委託料50万2,000円ですけれども、こちらの方へ振るということにさせていただきたいというふうに思っております。

次に、11節の需用費でございますけれども、400万円の増ということで、当初、漏水によります修理代を15節の工事請負費の維持補修工事に計上させてもらってございましたけれども、修繕料として見込むのが正しいのではないかとということで、振り替えをお願いするものでございます。

続きまして、原材料費382万5,000円の増でございますけれども、これにつきましては、各浄水場のろ過砂の補充用ということで、50立米のろ過砂を購入しようというふうなことで計画を立てておまして、これが200万円余り。

また、漏水の修理を、この半年間の実績によりまして原材料費を購入していくということで、180万円余りの増額を考えさせてもらっております。

25節の積立金につきましては、3,226万6,000円ということで、グリーンハイツの加入申込金なり開発団地等の申込金を各事業により積み立てを行うものでございます。

続きまして、2款の施設費でございますけれども、水道施設費で、補正の増減はございませんけれども、節の組み替えをお願いするものでございまして、委託料で開発団地の配水管の設計業務なり、質志戸津川測量設計業務の発注を行いましたところ、590万円の不用額が生じたので、これを減額させていただき、工事請負費で統合簡易水道の整備事業に305万円、次ページになりますけれども、工事負担金に253万4,000円の組み替えをお願いするものでございます。

次に、2目の簡易水道施設費ですが、和知地区の統合計画を実施している施設でございまして、これにつきましても補正額の増減はありませんが、委託料で和知簡水の実施設計やJR清水踏切の推進設計などを発注しましたところ、358万5,000円の不用額が生じたので、工事請負費に組み替えをお願いするものでございます。

最後に、3款の公債費でございますけれども、1,339万5,000円の増額をお願いするものでございまして、歳入の中でも説明をさせていただきましたけれども、一部予算計上に誤りがあり、増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ですけれども、議案第121号 水道事業特別会計補正予算（第3号）のご説明とさせていただきます。

ご審議をいただきまして、ご議決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） 続きまして、議案第122号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）について、概要を説明させていただきます。

今回お願いする予算につきましては、歳入歳出それぞれの額から1,383万1,000円を減額し、合計額を1億4,172万8,000円と定めることをお願いするものでございます。

今回お願いいたします補正予算のうち、事項別明細書3ページに記載しております歳入におきましては、先に一般会計の補正予算の説明でもございましたように、現行運行いたしております路線のうち、竹野線を除く大部分におきましてスクールバスとしての認定をいただいたことから、5,640万円余りが地方交付税の算入ということになりまして、生活路線バス維持費補助金の算定上からは収益の方が上回る結果となったために、本年度におきます運行に係る京都府の補助金が皆減いたしました。このことによりまして、財源の見直しを図ったものでございます。

一方、次の4ページの歳出予算でございますが、当初見込んでいました運行一般に係りませぬ臨時職員を嘱託職員で対応したことによりまして、不用額が生じるものを減額措置させていただくものでございます。

また、消耗品におきまして減額をお願いしておるわけでございますが、こちらにつきましては、当初冬タイヤ等のタイヤ更新を予定しておりましたが、まだ本年1年、何とかこの状態で履くことが可能というふうに判断させていただきましたために、その必要となっておりました額を減額措置とさせていただくものでございます。

備品購入費に計上させていただいております費用につきましては、冬場の路面凍結防止剤の散布によりまして車体下部の腐食を防止するため、各事業所に10トン対応のジャッキを備え置くように措置をさせていただきますほか、丹波事業所に配備されておりませぬ高圧洗浄機をあわせて購入させていただくものでございます。

その他の経費につきましては、精査によりまして見込まれる不用額を減額措置とさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第122号 平成18年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） 私からは、議案第123号 平成18年度京丹波町育英資金給

付事業特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

今回は、歳入歳出それぞれから300万5,000円を減額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細をもってご説明させていただきたいと思っております。

歳出の4ページ、最終ページをお開きいただきたいと思います。

その中の款2、育英費でございますが、今回300万円を減額しております。当初、旧町からの対象者見込みで30名程度を対象者として申し込みがあるということで見込んでおりましたが、実質は今年度20名の申し込みでございました。そこで、育英資金の評議委員会を開いていただいて、その施行規則に定める基準に沿って審査をしていただいた結果、最終給付対象者が10名ということになったことから、この減額となったということでございます。

歳入の方は、その減額に合わせまして、一般会計からの繰り入れ、基金繰り入れをそれぞれ減額をしたというものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第124号 平成18年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ63万7,000円を追加させていただきまして、補正後の額を1,928万8,000円とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、一番最後のページになるわけでございますが、事項別明細書の歳入からご説明を申し上げたいと思っております。

今回の歳入の主なものとしたしましては、直営林のマツタケの採取権収入、これが23万2,000円でございます。それから、同じく直営林の間伐による木材の売り払い収入が36万6,000円ございました。

こういったものを主なものとしたしまして、一番裏のページでございますが、63万7,000円の財政調整基金への積み立てを行おうとするものでございます。

続きまして、議案第125号の京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出それぞれ231万6,000円を追加させていただきまして、補正後の額を1,273万4,000円とするものでございます。

これにつきましても、一番最後のページになるわけでございますが、歳入でございます。同じくマツタケの採取権収入ということで、30万円を歳入として追加をさせていただくも

の。それから、土地の売り払い収入ということで、町道東又線の改良に伴います売り払い収入が164万2,000円ございます。それから、前年度の繰越金が37万円ということで、これらの財源を主なものといたしまして、最後の裏のページでございますが、積立金を財政調整基金に100万2,000円、それから土地貸付補償費ということで、東又区に対しまして歳入の土地の売り払い収入の8割分、これを交付するというところで、131万4,000円を土地貸付補償費ということで計上させていただいたところでございます。

続きまして、議案第126号の京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出それぞれ50万円を追加させていただきまして、補正後の額を550万円とするものでございます。

これも、一番最後のページになるわけでございますが、歳入では財産の運用収入のマツタケ等の採取権収入、これが13万7,000円の減額となったところでございます。

なお、財政調整基金の繰り入れを37万3,000円行いまして、なおかつ前年度の繰越金26万4,000円ということで、歳入予算50万円をもって、歳出、最後のページでございますが、直営林の枯松の伐採処理、これにかかわります業務を委託するというところで、50万円を計上させていただいたところでございます。

次に、議案第127号 平成18年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

これも、最後のページになるわけでございますが、歳入予算の計上をさせていただいたところでございます。一つは、マツタケの採取権収入が確定をいたしておりますので、15万6,000円を追加させていただくものと、基金の繰り入れ、あるいは前年度繰越金、こういった部分を減額させていただいて、歳入の総額は補正が生じないということで、なおかつ歳出予算も補正が生じないという取り扱いをお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第124号から127号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） 議案第128号 京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、表紙をめくっていただきまして、今回の補正につきましては、収益的収入及び収益的支出の補正を行わせていただいております。補正額は、歳入歳出それぞれ100万円を増額させていただきまして、8億4,240万2,000円の現計とさせていただくものでご

ございます。

次、もう1枚めくっていただきまして、資本的収入の2ページでございますけれども、今回、一般会計から100万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3ページの収益的支出の関係でございますけれども、今回は主に看護師の採用に係る人件費を補正させていただきました。給与費で、総額で242万3,000円を補正させていただいております。

なおまた、精査によりまして、医師の賃金を169万1,000円減額とさせていただいておるところでございます。

以上、簡単でございますけれども、議案第128号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

来る13日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11時30分